



# 応募用紙

2020年度 第56回ワールドセレクション  
ダイエット & 健康製品部門

全ての用紙は下記にお送りください:

info@monde-selection.com又はファックス: +32 2 346 75 76

又は

オンライン登録

## 1. 企業データ

全ての情報は英訳にてお願いします

応募企業名 ..... 企業 Eメール .....  
 応募企業責任者氏名  男性  女性 ..... 役職.....  
 担当者氏名  男性  女性 ..... 担当者 Eメール .....  
 住所 .....  
 郵便番号 ..... 市 ..... 県 ..... 国 .....  
 電話番号 + ..... 応募企業のウェブサイト .....  
 請求書の宛先 (上記と異なる場合) .....  
 .....

## 2. 応募費用

応募商品の総数: .....

- 応募商品が2点以下の場合、応募費用は ..... = 1 250 €/商品 ..... x 1 250 € = ..... €  
 - 3点目以降の応募費用は ..... = 1 100 €/商品 ..... x 1 100 € = ..... €  
 - 詰め合わせ商品 (3種類まで) の応募費用は\* ..... = 1 500 €/詰め合わせ ..... x 1 500 € = ..... €  
 - 異なるサイズの同一商品 ..... = 150 €/各サイズ毎 ..... x 150 € = ..... €  
 - (食品サプリメントのみに適用: カプセル、ピル、小袋粉末...)

- 評価基準に基づいての結果グラフ ..... 無料

\*詰め合わせ: 製品化されている異なるフレーバーが一つのパッケージと一緒に梱包されている商品を指します。  
詰め合わせ内容が3種類以上ある場合はこちらまでご連絡ください: info@monde-selection.com。

## 3. 支払方法: Eメールで送付されたインボイスを受領した時点でお振込みください。

銀行手数料及び送金手数料はお客様負担と銀行にお伝えください。

- Beneficiary's name: Monde Selection Sprl ..... - IBAN: BE13 3100 4930 0439  
 - SWIFT/BIC: BBRUBEBB ..... - Bank's name: ING Bank  
 - Branch: Rhode-St-Genève  
 - Bank's address: Avenue de la Forêt de Soignes 371, 1640 Rhode-St-Genève, Belgium

## 4. 応募及びサンプルの配送

- 応募用紙受付締切日: ..... 2019年11月15日

- 各商品4個のサンプル受付締切日: ..... 2019年11月15日  
水: 各商品6本

- サンプルは'DDP' (全ての料金は出荷人払い)を利用し下記の住所までお送りください:

### MONDE SELECTION

Chaussée de Tubize 242 - Level: warehouse (-1)  
B-1440 Wauthier-Braine - Belgium  
Tel: +32 2 346 75 57

配達に関連するすべての費用 (輸入通関費用、税金、その他...) はお客様の負担となります。

モンドセレクション宛の運送にあたって運送会社より別途当社へ手数料および送料などの (DHLにありがち) 請求があった場合は自動的に請求額に15%の手数料を追加しご請求させていただきます。

出荷指示の詳細については、当社ウェブサイトをご参照してください。

ワールドセレクションへの応募を希望される方はモンドセレクションの応募規定を読み、各条項を順守することに同意いたします。



# ダイエット & 健康製品カテゴリー

商品登録用紙に該当するセレクションの参照をご記入ください

当部門へ応募できる商品は栄養素機能等を強調した表示がパッケージにあり、通常の食品とは明白に異なる機能を持つ商品が対象となります。モンドセレクション審査員メンバーにより、応募商品に関する科学的データとその裏づけを総合的に考慮した上で提示機能の科学的実証性を分析します。

## サプリメント食品

### 参照コード

DH.1.1 サプリメント食品

**サプリメント食品**とは、通常の食生活補助を目的とし、栄養素が凝縮しているタイプ、そして/または栄養や生理的効果の期待出来る成分を含むタイプの食品です。**適量を用量形式**（カプセル、トローチ、錠剤、粉末など）にて摂取します。

## 特定栄養機能食品

### 参照コード

DH.2.1 調合乳

DH.2.1.1 乳児用調製粉乳：0～6ヶ月（第1ステージ）  
 DH.2.1.2 フォローアップミルク：6～12ヶ月（第2ステージ）  
 DH.2.1.3 成長乳：12カ月～36ヶ月（第3ステージ）  
 DH.2.1.4 その他

DH.2.2 幼児を含む子供を対象とするシリアルベース食品やベビーフードなど

DH.2.3 減量を目的としカロリーコントロール機能食品

DH.2.4 特定医療機能ダイエット食品

DH.2.5 スポーツなどによる激しい筋肉運動で消費するカロリーの補給を目的とする食品

DH.2.6 糖尿病など糖質代謝に障害を持つ人を対象とする食品

DH.2.7 その他（特定の機能を商品登録用紙にご記載ください）

**特定栄養機能食品**は通常食品とは明らかに異なり、提示する栄養機能を適量に含む商品を意味します。

## 栄養機能食品およびドリンク

### 参照コード

DH.3.1 栄養補強食品およびドリンク

栄養補強食品およびドリンク：栄養成分を補強した商品（例：ビタミンCを補強したフルーツジュース、特定栄養機能を持つエネルギードリンクなど）、または追加した商品（例：食物性ステロールエステル含有マーガリン、コレステロール低下ドリンクなど）、または特別な育成環境、肥料配合、遺伝子組替えそれ以外の方法で成分補強をした商品（鶏の飼料を調整しオメガ3強化を図った卵など）

DH.3.2 改造食品およびドリンク

改造食品およびドリンク：有害成分を除去、減少させた、または有効成分と置き換えた商品（例：脂肪溶解機能を持つ食物繊維など）

DH.3.3 その他

その他（ピネガードリンク、大葉ジュースなど、商品登録用紙に詳細をご記入ください）

該当商品の基本栄養成分ならび肉体的な機能に有効であると強調する成分の有効性が十分に実証され、その結果健康とウェルネスの改良そして/あるいは病気回避に貢献すると判断される商品を栄養機能食品とみなします。**栄養機能食品は通常の食品形態（ビルやカプセル様式ではありません）**を持ち、日常のダイエットに必要な有効成分の量を表示する必要があります。

**栄養成分**：たんぱく質（必須アミノ酸など）、炭水化物、脂肪（必須脂肪酸など）、繊維、ナトリウム、ビタミンおよびミネラル

**その他の物質**：栄養成分以外の栄養あるいは生理的効果が期待できる物質。例：酵素、プロバイオティック および プリバイオティック ハーブなどの植物と植物抽出物、植物性活性（カロチノイド、フラボノイドなど）、動物性活性（アスタキサンチン、臓器組織、分泌腺、代謝産物など）、その他（グルコサミン、コンドロイチン）

**食品**（あるいは食材、食料品）：人間が摂取することを目的とし、加工、一部加工あるいは非加工をした物質や食品。飲料、チューインガム、水やその他物質など、製造、調整や加工過程によって生産された物。



# 商品登録用紙

化粧品 - ダイエット & 健康製品部門

**全ての用紙は下記にお送りください:**

info@monde-selection.com又はファックス: +32 2 346 75 76

**各商品ごとに登録用紙1枚**

オンラインにて利用可: www.monde-selection.com

又は

**オンライン登録**

会社名および製品名の綴りが正しいか確認をしてください。賞状および賞のリストに同一に綴られます。

全ての情報は英訳にてお願いします

応募企業名: .....

商品名: .....

参照\* ..... (Ex: DH.3.1) 容量: .....

\* カテゴリーリストを参照ください

容器: .....

初回応募商品?

はい

いいえ

## 主成分または活性物質

## 商品の目的またはクレーム表示

## 使用推奨または使用の注意

**必要な追加情報:** 商品登録用紙と一緒に送りください

- ラベル及び商品: 各商品ごとの英訳された表・裏、両方のラベル画像

- ラベルに記載されていない場合:

- 活性物質の量/割合を有する成分の全リスト
- 該当する場合はその栄養価
- 該当する場合はその具体的な警告

- 有機商品の場合: 発行期日記載の最近の認定証のコピー

- 可能な場合は: 宣伝チラシ、ラボ分析表 (最終製品)、研究 (臨床試験) 最終製品上または有効成分にて。文書は20ページを超えてはなりません。(英語のみ)



# MONDE SELECTION®

International Quality Institute Since 1961

## 2020年度ワールドセレクション

### 第1条 - 応募

- 1.1. 当セレクションへの応募は関連商品の製造業者、輸出入・流通業者の皆さんが対象です。
- 1.2. 各応募者による出品数に制限はありません。

### 第2条 - 応募条件

- 2.1. 応募者は応募商品毎に必要な書類ならびサンプルを提出すること。
- 2.2. サンプルは全て市販のパッケージと同様の物をご提出ください。なお、商品には賞味期限を明記ください。
- 2.3. 応募商品は登録時点すでに市場で流通している商品であること。

### 第3条 - 審査過程

- 3.1. 官能審査は、独立した専門委員会が行います。各々の審査員はテースティングシートを使用し、公平な立場より評価を行います。
- 3.2. 商品のタイプにより評価基準が異なります。
  - 五感を基準にした官能的審査による評価  
および/または
  - 公式研究機関に於ける確立したガス細菌検査や化学分析評価  
および/または
  - ラベルに記載されている内容と、商品内容が一致しているかの確認
- 3.3. 評価基準は欧州指令や規定の発展に伴い毎年見直されます。  
セレクション毎の評価基準詳細はウェブサイトwww.monde-selection.comをご参照ください。

### 第4条 - 優秀品質賞

- 4.1. 各賞には優秀品質メダル並びに賞状の授与があります。
- 4.2. 本規則第3条の審査結果により、以下の賞が授与されます。
  - **優秀品質銅賞**：60%以上の得点を得た商品
  - **優秀品質銀賞**：70%以上の得点を得た商品
  - **優秀品質金賞**：80%以上の得点を得た商品
  - **優秀品質最高金賞**：90%以上の得点を得た商品
- 4.3. 60%の得点に満たない商品は入賞できません。
- 4.4. 証書(ディプロマ)には受賞企業名、商品登録用紙に記載された商品名、受賞レベルおよび年度が表記されます。

### 第5条 - トロフィー

- 5.1. **審査員賞**は、カテゴリごと一つの商品に付与することができます。この商品は、特別に優れた品質として満場一致で審査員が強調することを望んだものとします。この区別は必ずしも最も高い評価を受けた商品に対してとは限らず、その味、風味、技術革新とオリジナリティなど特定のパラメータや基準から目立つものとします。この審査員賞は年次結果通知と一緒に伝達されることはなく、アニュアル授賞式にて発表されます。  
このトロフィーは商品ごとに一度だけ授与され、最大3年まで使用することができます。
- 5.2. **インターナショナル・ハイクオリティ・トロフィー**は、最高金賞、金賞など高水準の優秀品質賞を3年連続達成した商品に与えられます。
- 5.3. **クリスタル・プレステージ・トロフィー**は、最高金賞、金賞、銀賞、銅賞などの優秀品質賞を10年間連続達成した企業に与えられます。
- 5.4. **25周年記念トロフィー**は、最高金賞、金賞、銀賞、銅賞などの優秀品質賞を25年間連続達成した企業に与えられます。
- 5.5. **エメラルド・プレステージ・トロフィー**は、最高金賞、金賞、銀賞、銅賞などの優秀品質賞を40年間連続達成した企業に与えられます。

### 第6条 - 審査結果

- 6.1. 各応募者に対し、4月末日にEメールにて審査結果が通知されます。審査員賞のみアニュアル授賞式にて発表されます。
- 6.2. **評価レポート**  
すべての参加者は、提出された各製品について評価基準の結果チャートを追加費用なしで受け取るようになります。  
官能審査によるコメントおよび観察報告を含む審査員報告書は商品登録時に特別有料にてご注文する事が出来ます。  
この報告書は食品、スピリッツ&リキュール、ビールおよびノンアルコール飲料のみで入手可能となっており、水、ダイエット&ヘルスおよび化粧品では入手不可となっております。
- 6.3. モンドセレクション評価委員会より通知される審査結果は最終判定であり、異議申し立ては受け付けません。

- 6.4. 60%以上の得点を取得したすべての商品は年次受賞リストにて公開されます。結果の非公開を望まれる場合は、審査結果受領後速やかにその旨を書面にてご通知ください。

### 第7条 - 各賞の使用に関して

- 7.1. 各優秀品質賞は、企業によって応募された商品に対し、モンドセレクションがメダル、賞状やトロフィーを授与するもので、これらの賞は、受賞商品のみ適用されるものです。受賞商品は、**独自の商品名、サイズ、容量、中身および容器素材**によって識別出来る商品であり、なおかつ受賞企業によって販売されているものに限定されます。
- 7.2. 応募企業は、優秀品質賞を第三者へ譲渡する事はいかなる状況下でもできません。ライセンスによる委託製造元も例外ではありません。

### 第8条 - 受賞のPR及び広告使用に関して

- 8.1. モンドセレクションの授賞ロゴを広告に使用する際には、必ずモンドセレクションが提供する優秀品質賞、インターナショナル・ハイクオリティ・トロフィー及び審査員賞ロゴをご使用ください。デザインの変更は認められておりません。
- 8.2. 公式受賞レベル「銅賞」、「銀賞」、「金賞」、「最高金賞」及び「審査員賞」は必要に応じて適した言語に変更することを認めます。
- 8.3. 優秀品質賞のロゴにモチーフやデザイン(リボンや王冠など)を加えることは認められておりません。
- 8.4. 優秀品質賞、証書やトロフィーは複製の上使用することができますが、デザインの詳細や比率はオリジナルと同一とすることを義務とします。
- 8.5. 優秀品質賞やトロフィーを宣伝広告に使用する際には、公式受賞レベル(最高金賞/金賞/銀賞/銅賞)ならび受賞年度を常に併記することを義務とします。
- 8.6. 「パーム・リーフ」は「最高金賞」及び「審査員賞」限定のデザインモチーフです。
- 8.7. 本日より公式結果を受領後、各賞を広告にご利用頂けます。なお、各賞のロゴ画像や公式データは、モンドセレクション宛に書面にて申請ください。
- 8.8. モンドセレクションの賞状は受賞商品の広告、PRのみに使用することができます。ただし、使用者の責任に於いて、受賞商品以外の商品の宣伝など不当な目的で使用しないことを原則とし、違反した場合には受賞資格の剥奪もありえますのでご留意ください。
- 8.9. 詰め合わせ/セット商品に関して：詰め合わせ/セット商品が優秀品質賞を受賞した場合、その賞の宣伝、広告は同一の詰め合わせ/セット商品にのみ該当し、商品中の個別アイテムに適用されるものではありません。
- 8.10. 受賞者は受賞商品の流通に際して、流通当地国で適用されるラベル表示や商法に従い適切な処置をとるものとし、モンドセレクションでは受賞者の違反行為に対する責任は負いません。

### 第9条 - 賞の有効期間

- 9.1. 各優秀品質賞やトロフィーのロゴを受賞商品のパッケージに印刷する場合は、かならず現行規定に従って行ってください。また、有効期間は受賞年度より3年間です。
- 9.2. 刊物、ビデオやインターネットなどのメディアに於ける受賞広告には期限はありません。ただし、受賞商品の名前、受賞レベルならび年度を一般の消費者に分かり易く明記することを原則とします。

### 第10条 - その他

- 10.1. 各賞の使用に関し、上記原則に準拠していないと判断された場合、モンドセレクションの応募規定に反するものとみなされ訴訟の対象となりえます。
- 10.2. 特定の書面による要求を除き、モンドセレクションは、モンドセレクションによって撮影された写真やビデオ又は参加者が任意でメディアに提供されたものを使用する権利を有します。  
しかし、製品に関するすべての情報は機密にされます。
- 10.3. 不可抗力事態が発生した場合、モンドセレクション組織委員会は現行規定を変更する権利を持ちます。
- 10.4. 万一論議に発展した場合、当規定のフランス語版による解釈のみが適用されます。
- 10.5. 万一係争に発展した場合、異議を唱える者はブリュッセル地区の第一審裁判所へ申し立てを行います。その依頼を受けて裁判長は調停人を任命し、仲裁が行われます。
- 10.6. 受賞商品の名前を変更する場合は、セレクションへの応募以前にモンドセレクションへ変更をご通知ください。通知が無い場合にはトロフィーなど各種特別賞の授賞審査に影響を及ぼします。
- 10.7. 受賞企業が合併や買収を検討あるいは進行中の場合、その旨を速やかにモンドセレクションへ通知ください。合併・買収以前の受賞データは新しい企業へ継承する事が可能です。
- 10.8. ワールドセレクションへの応募者は、当応募規定を読み各条項を順守することに同意するものとします。